



Osaka Gakuin University Repository

Title	「御小姓組方例書私録」(一) —十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説— Decoding ancient records “Okoshougumikatareishoshi-roku” vol.1 — Deciphering and explaining the historical records of the Edo Shogunate army in the 18th century —
Author(s)	横山 輝樹 (Teruki Yokoyama)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 87 : 32-52
Issue Date	2023.12.31
Resource Type	Data/ 資料
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

「御小姓組方例書私録」(一) ―十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説―

横 山 輝 樹

はじめに

「御小姓組方例書私録」(以下、「私録」)は国立公文書館に所蔵されている古記録であり(内閣文庫、一五二一〇二七)、江戸幕府の小性組に関する各種法令・通達、同組の運営・職務に関する申し合わせなどを内容別に分類し、これらを編年で収録したものである。上下巻に分かれており、形状は縦帳、法量はいずれもタテ一九・五センチ×ヨコ十二・六センチ。本体部分の紙数は上巻(乾)が二〇八丁、下巻(坤)が二三二丁である。表紙の題箋にはそれぞれ「例書私録 乾」「例書私録 坤」とあり、上巻冒頭の目次部分には「御小姓組方例書私録目録」とある(傍点筆者)。また、上巻本体部分一丁目表には紅葉山文庫(「秘閣図書之印」乙種)、二丁目表には紅葉山文庫(「秘閣図書之印」甲種)と内閣文庫、一〇五丁目裏・二〇八丁目表には内閣

文庫の蔵書印が捺されている。下巻本体部分一丁目には紅葉山文庫(甲種・乙種)と内閣文庫、六六丁目裏・一三三丁目裏には内閣文庫の蔵書印が捺されている。⁽²⁾

小性組とは江戸幕府の軍事部隊のひとつであり、上級幕臣である旗本で構成されている。後述する通り複数の組で編成され、各組ごとに番頭一名(若年寄支配、諸大夫)、組頭一名(若年寄支配、布衣)、番士定員五十名(番頭支配、御目見以上)が置かれた。同格の軍事部隊としては書院番があり、両者をまとめて「両番」と呼ぶ。この他、両番と同様に旗本で構成された軍事部隊に大番・新番・小十人組があり、これらを「五番方」と総称するが、両番が最も高い格式を有していた。

小性組は平時には江戸城本丸の紅葉之間を詰所とし、殿中の警衛や

[一]

將軍出行時の身辺護衛が主な役目であるが、この他、儀式の際の給仕役、諸国巡見使、江戸市中の巡回なども勤める。慶長十年(一六〇五)に創設された書院番から分離するかたちで、元和八年(一六二二)に創設された。さらに、寛永九年(一六三二)正月の大御所徳川秀忠の死去に伴い、幕府の軍事部隊が再編成され、江戸城西丸(秀忠付)の両番は本丸(家光付)の両番に吸収合併され、書院番は八組、小性組は六組となった(これより後、將軍世嗣や大御所が同城西丸や二丸にいる場合はそちらにも別個の両番が配置された)。さらに翌年、両番はそれぞれ十組に増設された。以後、両番は、組数に若干の増減はありつつも、慶応二年(一八六六)に廃止されるまで、幕軍の中核部隊として幕末まで存続した。^③

「私録」の作者・成立年代についてはいずれも不明であるが、記載内容からある程度絞り込むことが可能である。「私録」は小性組を率いる番頭(小性組番頭)の立場から記録されており、番頭自ら、あるいはその周辺にある者により作成されたと考えられる。また、記載されている事項の上限は正徳六年(一七一六)、下限は安永三年(一七七四)であり、文中に「有章院様御代」^(徳川家継)「有徳院様御代」^(徳川家重)「惇信院様御代」^(徳川家忠)とあることから、徳川家治が將軍であった期間に成立したということになる。無論、正徳六年から安永三年まで小性組番頭を務め続けた者はいない。よって、「私録」とは小性組内部において書き継がれた記録を、安永三年から家治が死去する天明六年(一七八

六)までの間に小性組番頭であった者、あるいはその関係者がまとめたものと考えられる。^⑤

「私録」の構成・内容は以下の通りである。なお、「私録」には小性組との関わりの深い書院番や大番に関する記述も度々見られることを申し添えておく。

上巻(乾)

①御成之部

歴代將軍の廟所である寛永寺や増上寺、江戸城内の吹上御庭や紅葉山などに將軍やその世嗣らが出御する際の小性組の運用について。各組の担当場所、交代時の留意事項などが記録されている。

②遠御成之部

將軍が江戸近郊で鷹狩や猪狩といった狩猟を行う場合の小性組の勤め方。警固など通常業務の他、勢子(狩猟において獲物を追い出し、仕留める役目)を小性組が勤める際の留意事項も記録されている。

③諸伺并御届之部

小性組の職務などについて、小性組番頭とその上役である若年寄とのやりとり。若年寄は「附札」というかたちで番頭からの問い合わせに答えている。

④進物番之部

小性組の出役である進物番を務める際の指示など。進物番とは將軍家の下賜品、大名・旗本などの献上品のことを取り扱う役目であり、両番からの出役を例とする。

⑤御仕置之部

小性組番士を務める旗本の知行所における百姓の処罰を中心にその詳細が記録されている。

⑥弓馬并水稽古之部

小性組番士に対して武芸の鍛錬を求める申渡や、番頭による武芸見分、同じく將軍による武芸上覧についての規定などが記録されている。また、狩猟における騎馬勢子（騎乗して勢子を勤める者）についての規定なども含まれている。

下卷（坤）

⑦諸被 仰渡之部

小性組の運用についての様々な申渡について。旗本家惣領の武芸・学問吟味、拝借金、皆勤者への褒美など、様々な事柄が含まれるが、狩猟・武芸についての申渡が多い。

⑧火事之部

火事の際に各組が担当する持場などについて。実際に火事が起きた際の各組の働きについても記録されている。

⑨諸断之部付御礼之部

分限帳（氏名・禄高・石高、役職などを記した帳面）作成時における規定、小普請入する際の手続き、足高制に付随する

格式などについてまとめられている。

⑩異変之部

突発的な事件、たとえば町人による駕籠訴かごせや小性組番士の乱心の記録の他、急養子（末期養子）についての記録。

⑪雑之部

上使として派遣される際の指示、若年寄に何書を提出する際に使用する料紙について、祝儀に関する規定など、雑多な内容が記録されている。

紙幅の都合により、本稿においては①御成之部、②遠御成之部しか掲載出来ないが、以後、数回に分けて全文を紹介する予定である。また「私録」全体の把握のためには細目が必要であるが、これについては最終回にて掲載する所存である。

最後に「私録」の史料的价值について論じておこう。「私録」に所収されている内容は全てが新出というわけではない。たとえば正徳六年（一七一六）二月二十九日、若年寄が両番頭（書院番頭・小性組番頭）に書付を与えた（史料番号⑥-1、凡例参照のこと）。書付の内容は両番士への弓馬励行と両番頭の弓馬見分の実施を命じるものである。「私録」にはこの書付の文言が収録されている（⑥「弓馬并水稽古之部」）。ただし、それは「私録」に限ったことではなく、「柳営日次記」同日の条や「教令類纂」二集七十三・武術之部にも収録されている。よって、この書付自体は「私録」が新出というわけではな

い。しかし「私録」の場合、これに続けて同年閏二月の小性組内における弓馬見分などに関する申し合わせ事項までもが収録されている。「私録」の記載内容により、若年寄からの命令を受けた小性組がどのような対応を取ったのかが判明するのである。この事例に見られる通り、「私録」の特徴は小性組の動向が詳細に分かるという点にある。「諸伺并御届之部」では小性組番頭から若年寄に向けた問い合わせ(及びこれに対する若年寄からの附札による返答)が多数収録されているが、これなどはその最たるものであろう。「私録」は近世中期の小性組の動向(および小性組と若年寄をはじめとする幕閣との関係)を探る上で不可欠の史料であるといえる。⁽⁸⁾

【凡例】

- 1、漢字は原則として常用の字体を用い、仮名は現行の字体に改めた。ただし、合字「ㇿ」(より)は残している。また、助詞の「而」(て)、「ニ」(に)、「茂」(も)、「者」(は)、「江」(え)はポイントを下げ、右寄せをした上で表記通りとした。
- 2、読点・中黒は全て筆者によるものである。
- 3、虫損など判読不明の箇所については、文字数が分かる場合は□で、分からない場合は角括弧「」で示している。
- 4、筆者による傍注は全て丸括弧()を付けている。丸括弧が付いていない傍注は「私録」に元々あったものである。
- 5、朱書や表紙題箋はカギ括弧「」で括り、(朱書)(表紙題箋)など

どの傍注を付した。

- 6、闕字・平出はいずれも一字空けで処理した。
- 7、人名については『寛政重修諸家譜』を元として名乗り(実名・役職の傍注を付している。ただし、頻出する役職については「若」(若年寄)、「小」(小性組番頭)、「書」(書院番頭)と略している。
- 8、文中の隅付き括弧「」は史料番号として筆者が付したものである。これらの番号は最終回に掲載する細目でも使用する。

【例書私録】^(表紙題箋) 乾

御小性組方例書私録目録

御成 ^之 部	遠御成 ^之 部
諸伺并御届之部	進物番 ^之 部
御仕置之部	弓馬并水稽古之部
諸被 仰渡之部	火事之部
諸断之部付御札之部	異変之部
雑之部	
御成之部	

【①—1】

^(徳川吉宗) 有徳院様御代

正徳六丙申年十一月十三日

森川出羽守殿御渡被成候御書付(後風、若)

吹上 御成之部 御先勤之覚

御小性組五人

右植木御門之内可相詰候、但當番之内可被差出候、尤御目付可被(談カ)候、

【①-2】

同月廿二日

一、今日吹上江被為 成候付、 御先江罷越 御先番之御番衆、 還

御「(後風、若)」御台所江遣申度旨、 兩番頭詰番森川出羽守殿江相窺候之処、 八ツ時以後 還御ニ候者御台所江可遣旨被仰聞候、 依之八時以後御番衆御台所江遣候義、 詰番御目付衆江申(速)置候、

【①-3】

享保二丁酉年七月十八日

一、兩番頭詰番江森川出羽守殿御渡被候御書付(後風、若)

見出し兩番頭江

吹上御庭江 御成之節、

一、御先御供之面々、 食事以前相越候もの者、 見合代候様可致事、
一、御番衆代候節者、 例之通筋ヲ紅葉山下御門之外ニ罷在候御目付江 致案内為代候事、

右之通被得其意可被申渡候、 尤御目付江も申達候間、 可被相談

候、 以上、

七月十日(八)日

【①-4】

同年八月七日

一、御小性組大岡土佐守二丸詰番相勤候処、 二丸江被為 成候節、 於

御番所 上意有之、 還御之節、 御番所前御敷居御畳之上江被為 上、 土佐守名 上意有之、 今日土佐守組之者共ニ候哉と 上意

有之候付、 酒井对馬守組之(由カ)御請申上候、 各苗字可申上旨 上意有之、 其段御番衆江申上候様申達(候)處、 早速沓人充名苗字、 六人共ニ申上候、 入念為相勤候様ニと 上意有之候、 御番衆土佐守迄 難有仕合之段、 御直ニ御請申上候事、

【①-5】

同年十月十四日

一、増上寺江被為 成候節、 御小性組方御供番稲葉下野守病氣ニて御

供下り候節、 御目付江茂不申達、 向寄江立寄養生仕、 大久保 佐渡守殿「(常葉、志)」御届申達候処、 同十六日佐渡守殿、 詰番戸田 肥前守江御尋候得共、 委細不相知候付、 下野守宅江罷越、 様子

申達候処、 同十七日佐渡守殿御書院方詰番阿部遠江守・御小性組 方詰番諏訪主殿江仰聞候者、 此頃増上寺御仏殿江被遊 御參詣候(願秋、小)

節、御成御供稲葉下野守御道（庶務、目付）下り不相勤、病氣と者乍申、御供欠キ候之義、御目付江も早速不申届、無念ニ候、併上ニ思召も無之故、其通りニ候、向後かやう成義無念無之様可申合候、且又本多淡路守御供番之所、心付可申義無其義候、向後御供之義申（庶務、目付）合、入念候様被仰聞、則主殿義下野守宅江罷越申達候事、

【①-6】

同年十一月廿二日

一、去十九日御目付稲葉多宮義（庶務、目付）、御小性組方詰番戸田肥前守書付相達候付、一昨日寄合之上、昨日書付認、詰番三枝丹波守（守美、少）多宮江相渡候事、

覚

御目付（庶務、目付）之遣候書付 両御番衆江

一、紅葉山 御社参・ 御仏参、上野、増上寺、山王、浜御殿 御成之節、両番何組、

但、御供立前并衣服、

一、番頭・組頭 御成・ 還御勤方、

一、押両御番何人充、

一、大押場所ニより何人充、

但、衣服

以上、

十一月十九日

鈴木伊兵衛（庶務、目付）

稲葉多宮

三宅大学（庶務、目付）

多宮江相渡候書付

紅葉山行列 御社参 御小性組方

一、御供番御小性組一組素襖、 一、御供番之番頭、大紋ニ而行列、

一、御先番其外非番之番頭壹兩人、大紋にて行列罷出候、

一、御供之組頭其外非番之組頭貳三人、布衣にて御奉公、御供罷出候立前者、御奉公御供之中奥五名ニ相交御供仕候、御供番組頭・御番衆とも、御道具之先江御供仕候、

但、組頭御奉公御供、紅葉山江計罷出候、

一、諸大夫之組頭非番之節者、大紋ニ而行列罷出候、

一、御供押、御小性組（庶務、目付）式人、熨斗目・半袴、

但、中押同勢押、御書院方代々相勤申候、

上野・増上寺 御仏参

一、御供番御小性組一組（熨斗目、半袴）

一、御供番之番頭、熨斗目・半袴にて御装束所迄御供仕候、立前御番衆跡、

衆跡、

一、非番之番頭壹兩人、大紋にて行列ニ罷出候、

一、御先番之御小性組一組、熨斗目・半袴、

上野者中堂・本坊、増上寺者本堂・方丈、御書院方代々相勤申候、

- 一、御先番代々番頭 還御之御供仕候、
- 一、御供番組頭、熨斗目・半袴にて御装束所迄御供仕候、立前御道具之跡、御番衆之先、
- 一、諸大夫之組頭非番之者者、大紋ニ而行列罷出候、

紅葉山 御社参・御仏参

- 一、御供番御小性組一組熨斗目・半袴
- 一、御供番之番頭、熨斗目・半袴、立前御番衆之跡、
- 一、予参非番之番頭、熨斗目・長袴にて罷越候、
- 一、御供番之組頭、熨斗目・半袴、立前御道具之跡、御番衆之先、
- 一、非番之組頭御奉公、御供式三人、熨斗目・半袴にて、中奥相交御供仕候、

上野・増上寺 御仏参

- 一、御供番御小性組一組熨斗目・半袴
- 一、御供番之番頭、熨斗目・半袴、立前御番衆之跡、御仏殿迄御供仕候、
- 一、御先番代々番頭 還御之御供仕候、
- 一、御先番御小性組一組、熨斗目・半袴、勤方同前、
- 一、御供番之組頭、熨斗目・半袴、立前御番衆之先

山王 御社参

- 一、御供番御小性組一組、熨斗目・半袴、

勤方番頭・組頭・御番衆共、上野・増上寺同前、

- 一、御先番御小性組一組、熨斗目・半袴、

観理院樹下民部宅⁹⁾江御書院方代々相勤申候、

但、時ニより観理院御番計、両御番之内分相勤申候、

浜 御殿・御堀廻 御成

- 一、御供番之御小性組一組、羽織・袴、
- 一、番頭・組頭、羽織・袴、番頭立前同前、組頭立前同前、
- 一、御供代之番頭 還御之御供仕候、

但、御堀廻り者御供代無之、

大押御小性組方、のしめ・半袴、

上野三人、増上寺式人、山王式人、

- 一、御供押、のしめ・半袴、紅葉山・上野・増上寺・浜 御殿・御堀廻りとも式人、中押・同勢押、御書院方代々相勤申候、

但、浜 御殿・御堀廻り之節者羽織・袴、

【①-7】

(本番出立)

享保六一五¹⁾庚子年十月十四日

- 一、明十三日、大久保佐渡守殿江両番頭分進達之書付、右御尋ニ付而

也、

前々紅葉山・上野・増上寺 御成之節者番頭御供ニ罷出候義無御

[七]

坐候、

但、西九江被為 成候節、御供罷出候義も御坐候様子留帳ニ相見申候、

一、貞享四乙丑年四月朔日、自今以後 御成之節、組罷出候時分、不

依遠近、其番頭可致御供旨、秋元撰津守殿詰番之番頭江被仰渡

候、以上、

御書院番頭

十月廿三日

御小性組番頭

【①-8】

同月廿六日

一、大久保佐渡守殿両番頭江御渡被成候御書付、

見出し

両番頭江

御書院番頭

御小性組番頭

前々ハ両番頭不限遠近御供ニ不罷出候由、自今者窺之通御供罷出

不及候、

但、松平内匠頭義者御鷹野 御成之節者、唯今迄之通たるへく候、

右ニ付、御支配方御退出候節、詰番之両番頭御礼申上可然旨、佐

渡守殿被仰ニ付御礼申達候之事、

同年十一月廿八日

一、去廿四日、御目付鈴木伊兵衛両番頭詰番江申聞候者、両番頭御先

番代何頃分罷出代候也書付可差出旨申聞候付、今日両番頭申合、

書付伊兵衛江差出申候事、

元禄二年巳正月廿日 御成之節分御先番代罷越候、以上、

岡部左衛門佐

十一月廿八日

安藤伊勢守

【①-10】

享保六辛丑年五月十三日

一、御目付仙波七郎左衛門為見候書付左之通、吹上江御成之節、傘差

越申度節、御目付江可申達旨申聞候事、

上野・増上寺 御參詣之節、御供傘為持候義、向後相止可申候、

尤上野・増上寺其外 御成之時も同前可被心得候、若雨降出候

ハ、御徒目付などへ申聞、同勢之方分取寄、夫々ニ相渡候様可

被致候、以上、

丑五月

【①-11】

同十一丙午年正月十六日

一、大久保佐渡守殿御小性組阿部出雲守江被仰聞候者、西丸御供番西

丸詰勤方有増書付差出候之様被仰聞候付、則認進達候事、

【①-9】

見出し

御小性組西丸御供番西丸詰書付

- 一、西丸御供番、(御川家通)大納言様紅葉山 御成之節組頭・組とも御供番、番頭者 御先江參 御目見仕候、御城外江 御成候節、組頭・組共ニ御供相勤候、番頭者致在宿、 御成方角もし出火之節、御供残り組を召連、途中迄罷出候、

- 一、西丸詰、 大火之節者、番頭・組頭・組共ニ西丸下者御厩前江相詰申候、

御小性組詰番

正月十六日

阿部出雲守

【①-12】

享保十二丁未年二月四日

- 一、御目付松波甚兵衛申聞候者、御休息(落字歟) 御普請之内、吹上江被為

成候得者、御風呂屋口今御長屋御門御玄関前、中之御門今寺沢御門御道筋にて有之候御先勤吹上江遣候節、御玄関前江廻し置、御駕籠御玄関今御風呂屋口江廻候を見候而、御番衆御先勤之場所江可罷越候、尤御徒目付致案内候哉ニ候、右之段御番順申送候様ニと今日当番之御番衆江申達候事、

【①-13】

同十七壬子年六月七日

- 一、御目付田屋仙右衛門申候者、昨日出候御番書御先番認方、組と申

義無之故、助之詰紛敷候旨與今申出候、別紙之通認候而、色可有之哉、左候者見出しニ色候段、今日之両詰番之名相認差越候様申候故、両番頭・詰番申合、右之通書付仙右衛門江差遣し、向後別紙之通ニ認可申候と申合候事、則部屋張紙も認直候事、

別紙

見出し此通にて色御座候、

水谷出羽守(勝失書)

水野河内守(忠實、小)

六月九日東叡山勤番書之内

介青木縫殿介(直致、小)

介水谷出羽守

本坊 看病断 青山丹後守組(常置、小)

中堂 紀州 上城帰休 久貝因幡守組(正順、書)

【①-14】

元文二丁巳年六月七日

- 一、来九日上野御成被 仰出候者、本坊御番詰所之儀西尾隠岐守殿江両番頭今伺候処、御附札を以被仰渡候事、右者今年御本坊御焼失、御仮住居中故也、来九日上野江 御参詣被 仰出候者、本坊御番何方江勤番可仕哉、且又中堂御番・本坊御番之両番頭 御目見之儀、前々之場所にて可罷在哉、奉窺候、以上、

六月七日

御書院番頭

御小性組番頭

御附札 本坊御番及此度者中堂江相詰候様可被致候、御目付可被談候、御目見場所之義者只今迄之通可被心得候、御目付可被談候、

【①-15】

同年八月九日

一、大目付鈴木飛驒守申聞候者、御宮參之節行列、明番・御供番も可罷出旨御沙汰有之由、内意被申聞候付、両番頭申合、左之通書付認、飛驒守江相渡候事、

御小性組方

本御番・詰御番相残り行列ニ五人罷出候、尤御先番者 御先

江罷越候、以上、

八月

御小性組方

【①-16】

元文三戊午年六月四日

一、大納言様平日西丸江被為 入候儀、向後西丸方と状ニ相止候事、御本丸方にて致承知可然事計相止、外之義者部屋留帳ニ記置候様申合候、西丸御小性組方月番中根大隅守也、

【①-17】

寛保二壬戌年二月廿日

一、本多伊予守殿、両番頭詰番江三阿弥を以被成御渡候御書付、

見出し両番頭江

明後廿二日刑部卿殿江 公方様 御成ニ付申合、御先番可被

勤候、尤組頭可罷越候、誰罷越候段可被申聞候、

使者之間

御小性組五人

御書院番五人

右之通勤仕候様可被致候、尤懸り御目付可被談候、

二月廿日

【①-18】

寛保三癸亥年五月六日

一、今四半時、御部屋様 御幟為 御覽御出ニ付、右相濟候迄西丸中ノ御部屋之人払、通路無之、御小性組方詰番用事者御多門にて相達、部屋相仕舞候節者、御留守居・御目付同道にて部屋相改候、右相濟、錠前致し、家来御多門江遣候之事、

【①-19】

延享二乙丑年三月四日

一、松平左近将監殿・本多伊予守殿江伺相濟候由にて、御目付駒井 靱負為見候書付、

八講御執行之事、

三月十三日、 同十五日、 同十七日 御成之節、

御書院番組頭 同御番衆 御小性組組頭 同御番衆

御徒頭 同組頭 小十人頭同組頭 小十人

右雨天之節、替御供入候間、御供揃刻限御本丸江御揃、御成前より

雨天ニ候ハ、御成之節今御供可被仕候、紅葉山江 御成被遊

候而被成御座候内、若雨降出候ハ、御案内次第早速紅葉山 御

宮下御供、所々門江相廻り可有之候事

三月

駒井駁負

神尾市左衛門

【①-20】

(徳川家重)
惇信院様御代

同年十月六日

一、堀田加賀守殿御渡被成候御書付西丸方也、

(正殿、若)
見出し両番頭江

(備前守)
大御所様御規式立候而 御成候節、大押 (備前守)
大納言様附両番内分相

勤候事、

一、御供番人数式拾人分不足ニ成候ハ、大納言様附両番之内より

介六人差出可被申候事、

右之通可被得其意候、

十月

見出し

大納言様両番頭

大御所様上野・増上寺江 御参詣之節、両御番 御先番不及相
勤候、可被得其意候、

【①-21】

宝曆七丁丑年六月廿一日

一、大納言様上野江 御成之節、西丸方御人少ニテ、西丸御小性組方

御供番數主膳正詰番相勤候付、御供番介御本丸方分小浜民部心得

候事、

【①-22】

(徳川家治)
当御代

宝曆十一辛巳年五月廿日

一、御目付太田三郎兵衛相達候書付、

(正殿、目付)
見出し

御小性組番頭衆江

吹上御庭今清水御屋敷江被為 成候節、御供之番頭半組充、組頭

宍人充、矢来御門外ニ相揃、御供仕、清水御屋敷ニテ直ニ勤番相

勤、還御之御沙汰ニテ御供方江引罷在、矢来御門迄御供仕候事、

一、同勢者竹橋御門外御堀端ニ差置候事、

一、衣服平服候事、

右之通伺相濟候付、御達申候、以上、

五月

太田三郎兵衛

【①-23】

同十三癸未年正月十五日

一、御目付太田太郎兵衛(三)、兩番頭詰番江申聞候者、向後吹上 御成、急ニ被 仰出候義も難計候付、御先勤兩御番名前書付、御成不被 仰出候以前、御先勤之心得ニて差出置候様申聞候付、其段組頭江申達、朝之内組頭より御目付江差出、詰番之番頭も右書付扣差出候事、

【①-24】

同十四甲申年四月廿三日

一、御目付石河玄蕃(正業、目付)、御書院方本御番稲葉紀伊守・御小性組方本御番金田能登守江御夜勤之砌申聞候者、上野・増上寺 御參詣之節、唯今迄者 還御之節御装束所江被為 入候処、向後者 御成懸ケ・ 還御之節兩度共ニ御装束所江被為 入候、御先番之為心得被申聞候由被申候付、御先番之兩番頭 御目見場所之義、同廿五日於 御城、兩番頭申合、石河玄蕃江懸合候処、此義者若年寄衆分被仰聞候義ニて無之、御側衆分出候よし、此度之義も水野(忠順、側衆)豊後守御目付江被達候趣之旨、玄蕃申聞候付、同廿八日、御書院方月番大久保豊後守・御小性組方月番神保備前守詰番ニ付、申合、玄蕃江申談候者、右 御目見場所之義、臨時御立寄之格を

以、増上寺表門内ニて一度、御装束所前ニて三度、都合四度 御目見仕候心得ニ罷在候、此段此方分若年寄衆者不申達候、若御沙汰も有之候ハ、兼而御目付江懸合置候段、其節ニ至り若年寄衆江可申達と存候段、玄蕃江申達置候事、

但、上野 御目見場所者唯今之通り無別事、

一、右之通同晦日増上寺 御成之節、御書院かた御先番酒井伊予守(忠順、書)・御小性組方御先番神保備前守四度 御目見仕候事、

遠 御成之部

【②-1】

有徳院様御代

享保二丁酉年五月七日

一、大久保佐渡守殿御渡候由ニて、御目付稲葉多宮(正業、目付)為見候書付、御書院番頭・御小性組番頭、 御成・ 還御共、忝人立御供仕候筈、此段可申談事、

一、右多宮為見候御書付之趣、難心得ニ付、佐渡守殿江相窺候処、左之通被仰渡候、

一、御鷹野之節、兩番頭之内、 御成・ 還御とも申合、忝人者 御先、隅田川木母寺辺迄罷越、 還御之御供可仕候、兩番頭之内、

御供仕候得者御用弁候間、其通可申合と被仰聞候事、

此以後御鷹野之節、兩番頭忝人者 御成御供、忝人者 還御之御供相勤候、尤御書院方・御小性組方代々右之通相勤候事、

【②-2】

同月九日

一、大久保佐渡守殿、兩番頭詰番江被仰聞候者、御鷹野 御成之節、

御先懸放シ候所御座候間、御供之立前見合可申候、御徒・小十人 杯と混雜可致候得共、夫共無構相立可申候、 御目通遠くも御座候間、何茂不及平伏、立候而可罷在候、尤 御先^二而御差^一可被成候へとも、兼而相心得可被在之、若御鷹杯それ候ハ、御番衆 其外心掛可申候、乍去急度見届候事^二者無^一之候、委細者稲葉 多宮・仙波七郎左衛門江承合可申候旨、被 仰候、

【②-3】

同月十一日

一、隅田川初御鷹野之節、御小性組方稲葉^{正真、少}下野守痛所^二付、戸田

肥前守 御成御供仕候、御書院方酒井^{政業、少}因幡守 還御之御供仕候

事、右 御成者六半時御供揃にて、 御成之節、於御納戸搦詰番

之三番頭申合 御目見、於御白書院御縁類明ヶ番酒井^{重英、少}対馬守・組

頭金田周防守・桑山源七郎 御目見、明番之御番衆、於御番所之

御縁類 御目見之事、

一、遠 御成之節、 御成・ 還御とも享保四戌年頃分御風呂屋口ニ

成、表向 御目見無之事、

【②-4】

享保二丁酉五月十日

一、若年寄中・御側衆・番頭、右供者同勢之跡少引下ケ可差越候、

【②-5】

同年七月廿五日被 仰付候御書付、

早朝より御鷹野 御成之節、大目付忝人、外者詰日詰番之面々茂 不及罷出候、五ツ時御供揃之節者可為前々之通候、以上、

七月

一、早朝御供揃之節者明番之者居残 御目見可仕旨、大久保佐渡守殿

御目付鈴木伊兵衛を以被 仰聞候事、

【②-6】

享保三戌戌年正月廿四日

一、御目付稲葉多宮為見候書付、

御鷹野之 御成之節者、向後天氣能候共菅笠為持可申候、雨天又

者暑氣ニ付而被遊 御免候ハ、早速御徒押敷御小人押江申聞、

取寄用可申候、尤面々菅笠印付置為持可申よし可被相触候、以上、

【②-7】

同四己亥年四月四日御書付、

見出し兩番頭江

兩御番

御鷹野 御成之節、向後御供之内、御膳所勤番可仕候、広所者四人、狭所ハ式三人ニても相詰可申候、還御之節も御供可仕候、

見出し
兩番頭
雜司谷ノ王子筋 御成之節、戸田・岩淵筋之節之通
御書院番頭
御小性組番頭

右兩番頭組共寄場、巢鴨庚申塚

私に曰、此已後 御成之度々寄場書付何之上御渡候事、以後ハ略ス、寄場ハいづれも当時御定之通也、

【②-8】

同五庚子年三月十八日

一、大久保佐渡守殿於桔梗之間御渡被成候御書付、

一、品川筋 御成之節、只今迄東海寺江新番頭・組共ニ 御先番罷越候所、向後相止可申候、

一、兩御番之御供番東海寺辺迄御供仕、直ニや(八意)けい坂江被為 成候共、兩御番ノ五六人充東海寺 御先番江可遣候、東海寺江被為

入候ハ、直ニ 御先番勤候場所江被為 入候とも、右五六人充者兩御番相残、還御迄可罷在事、此外何方江も新御番之御先番差出候義相止申候、兩御番御供より只今迄之通 御先番可遣候事、

【②-10】
同年九月廿三日

一、御鷹野 還御之節、御供同勢、途中ノ散候様相聞候、向後堅く散不申候様、面々家来江可申付由、組々ノ御供ニ罷出候間、申聞候之旨、兩番頭江御目付小笠原平兵衛(常奉、目付)申聞候事、

【②-11】

享保七壬寅年四月十一日

一、大久保佐渡守殿被仰候由、御目付稲生治郎(正兵、目付)左衛門申聞候者、御鷹

野御供揃五つ時之節、夜中ノ明六時迄も雨降候ハ、御供中罷出不及候、若六ツ半時頃ニも雨晴候ハ、早々可罷出候、其節被為

成候御供間ニ合不申候とも不苦候、御跡より欠付候様ニも可致旨申聞候事、

【②-9】

享保五庚子年八月十日

一、明日雜司ヶ谷筋ノ王子筋江御鷹野付、兩番頭ノ出火之節罷出候場所、大久保佐渡守殿江相伺候処、以 御書付被仰渡候事、

【②-12】

同八癸卯年三月十六日

- 一、大久保佐渡守殿口上(常侍、若)にて両番頭詰番江被仰聞候者、御猪狩之節、番頭中御供望之もの、大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候、尤御一番差合不申候様ニ可致候、右罷出候性名并組々(姓)も若キ面々望之分者勝手次第可罷出候、尤右名寄も可書出旨被仰聞候事、
- 一、騎馬勢子相勤候者、於御場竹鍵并采幣可相渡候間、左様相心得、鍵(正房、目付)にて鹿を突留候様ニとの事ニ候間、右馬も物おち無キを心かけ乗候やうニと御目付稲葉多宮被申聞候事、

【②-13】

同月十七日

- 一、明十八日駒場野江御猪狩ニ付、大久保佐渡守江進達之書付(常侍、若)

三月十八日

御小性組方

介仙石丹波守(久尙、小)

本御番 石川丹後守 二丸御番 仁木周防守 詰御番 安藤伊勢守(常侍、小)

御供番 酒井豊前守 御先番 仙石因幡守 西丸詰明置申候、

山里詰明置申候、御留守 高木伊勢守 御場 藤堂伊豆守(長備、小)

三月十七日

御先江 罷越候、 石川丹後守 御小性組番頭

【②-14】

享保八癸卯年十一月七日

- 一、昨七日小菅筋江為御鷹野被為 成候節、於 御成先中台院御膳所(天)にて 御拳之鷹之雜(煮立)并御酒、御供ニ罷出候御小性組方金田(正明、小)周防守組与頭池田修理并組中頂戴被 仰付候、依之為御礼、修理(政広、小性組組頭)義者大久保佐渡守殿江罷越、御番衆江周防守宅江罷越候様ニと、御小性組方松平内匠頭於御場修理江申聞候、右御礼之程、佐渡守殿江も先例を以御内談ニ及候由、内匠頭より周防守方江申越候、周防守も今朝大久保佐渡守殿江計為御礼罷越候、

【②-15】

享保十乙巳年十月九日

- 一、大久保佐渡守殿御渡候由にて御目付三宅大学相達候御書付、(常侍、若)
(康敬、目付)

見出し

両番頭江

御鷹野御供之節、自今弓持参候面々、御茶弁当之辺ニ御供為仕可申候、御目付可被談候、

右、唯今迄之通御供揃場江罷越、其節供之組頭御目付江談候之様、大学申聞候事、

【②-16】

同十一丙午年十一月朔日

一、御礼過品川御殿山江被為 成、騎馬懸り之組江鞠突被 仰付 上
 覽、於御膳所組頭并御番衆御酒・大和柿被下、東海寺江被為 成
 節、組頭・御番衆 御目見、 上意有之、且酒并紀伊守・阿部(正興、小)
 出雲守於御膳所 御前江被 召出、御酒被下候事、御番衆為御礼
 頭之宅江罷越候事、

【②-17】

享保十一丙午年十月七日
 一、騎馬相勤候御番衆江申渡候書付、

御番衆江申渡覚

一、鶉落有之、鼻乗組頭衆被乗出候ハ、名々順之通段々一所ニ乗
 次、間切レ不申候様可被心得候事、兩輪ニ成候て輪切レ不申様被
 相心得、遅キ馬ハ追候而、輪並揃候節、拍子木打可申候間、早速
 馬留候而、馬之鼻輪之内江向ケ可被申候、留候節も馬出入無之様
 可被心得候、

但、一組切合印之羽織可被着用事

一、輪之内江被為 入候節、御馬被為 召込候処見合、三四人も開被
 申候様被相心得、尤輪之内被遊御入候而、元之通馬立可申候、輪
 之外江被遊 御出候節茂、右之通可被相心得候、其節面々馬ニ心
 付候様可被致候、

一、輪解之節、番頭麾ニ而差図可致候、鼻乗之組頭より乗戻し可申候
 間、順立之通混雜無之様可被相心得候事、尤馬建候場所江順立之

通、間違無之様ニ順立候様可被心得候、
 一、輪より直ニ外江落在之、乗出候節者、至其節差図可申事
 一、御場江諸事作法能様ニ可被心得候、
 一、供之面々集り所ニ罷在、不作法無之様申付、尤外江散不申、一所
 ニ罷在候様可被申付候、組々御帳番老人ツ、出候而、差引致候
 間、可有其心得候、

【②-18】

享保十五庚戌年二月廿二日

一、御猪狩ニ付、番頭中々御番衆江申渡候趣、左之通り

御番衆江申渡覚

一、御場所巢鴨辺より鼠山迄被為 成候、
 一、御番衆巢鴨真性寺門前江揃可被申候、
 一、巢鴨ニて者、御供之両御番打込、歩行立にて御網外ニ罷在、差図
 次第突留可有之候、
 一、鼠山ニて騎馬被 仰付候、此節も両御番御網外左右江分り、猪御
 網江懸り候節、是又差図次第突留可有之候、
 一、組切羽織着、尤鞭差、竹柄鑓為持可申候、
 一、組々より同勢世話役老人充可被差出候、勤方者駒場 御成之節之
 通ニ可被相心得候事、

一、御番衆口付ノもの、是又真性寺門前ニて同性世話役より請取可被
 申候、

鼠山三而騎馬立并勤方覚

- 一、鼠山江被為 入候者、騎馬之御番衆直ニ銘々之馬ニ付、川越道通りニ並居申候様可致候事、

右世話之義者、組頭世話可致事、

- 一、番頭馬者川越道江差遣候、番頭も右之通ニ罷在、御差図次第ニ致馬上、(兼)建場江可相越候事、

- 一、御書院方 御左、御小性方 御右、右之通御網外一行ニ騎馬立可申候、

但、此方々差図無之内者、騎馬之御番衆竹鐘之輪はつし被申間敷候、尤騎馬懸ケ引之内、穂先を随分下ケ可致馬上候、

- 一、御網之内江猪出、網分懸可申候様子ニ候ハ、鼻乗組頭より一行ニ乗出、御書院方ハ乗合、御網をもれ候猪を引包突留可申候、

但、右之節、入乱突留候義者無用ニいたし、銘々騎馬之手近江寄候所を突留可被申候、此節惣騎馬混雜無之様可被申合候、

- 一、右之猪突留候歟、又者騎馬をもれ出候者、早速最寄之立場江跡より一行ニ引取、騎馬順立可致事、

但、幾度も右之通相心得可申候事、

- 一、騎馬順立之跡先江組頭乗可申候、
- 一、番頭者一行之騎馬立之内見合乗可申事、
- 一、鼻馬のり出候節者、懸り麾一ツ、引取候節、引麾一ツ振可申事、
- 一、番頭馬、口附之者竹鐘為持、騎馬立後可差置候事、
- 一、御番衆馬、口附之者も右之所江可差置候事、

- 一、鼻乗組頭之脇ニ乗候番頭、一度切ニ入替可相勤候事、
- 一、同勢世話役ニ被出候衆より、御番衆口附之者真性寺門前ニて請取可被申候事、

【②-19】

享保十八癸丑年二月十三日

- 一、今日於新部屋松平專助江、中里御猪狩之節戸田土佐守・三浦(忠胤、小納言)

肥後守致対談候処、先達而本身之鐘両御番式拾本致持參候様申聞候得共、本身猪鐘所持之面々者不殘持參可致旨申間候、御猪狩勢子御番衆江銘々可申渡旨申合候事、

【②-20】

元文元丙辰年八月十三日

- 一、信濃守殿御渡之由西丸御目付より相達候書付、大納言様小菅御(小出英貞、西丸若年寄)

止宿 御成ニ付下人定、

- 一、奥向侍兩人鐘・挟筥・草り取、外ニ中間忝人可召連候、下宿之百性家坐狭により主人兩人或者三人之下人組合可為相宿候、格別狭キ家者一人分計下宿も可有之候、

- 一、表向頭役御目付之下人ハ、常之御鷹野被為 成候節之通り可召連候、幕為打可申候、

- 一、御物頭者同し為ニ罷越候間、外よりハ少し人数も可召連事、
- 一、御番方之面々、知行之高下之無差別、侍者式人又忝人成とも勝手

次第、鎗・挟筥・草り取、外ニ中間老人可召連、馬為率候不及
候、尤幕者為打申間敷候、下人組合之義ハ前條奥向之通可仕候、
右已下是に准し人少ニ可召連候、
右之趣向々江可被相達候、

【②-21】

元文元酉辰年八月十六日

一、板倉佐渡守殿去十三日伺書進達候処、今日御附札ニテ寿阿弥を以
被仰渡候事、

御泊御鷹野之節、御小性組方ニテ者御供番之組頭老人ニテ相勤申
候、日々御供仕候間、難相続可有御坐と奉存候、其上病氣之節、
急代之義、御書院方ニテ者勤番之組頭有之候間、介合之義も可罷
成候へとも、御小性組方ニテ者老人之儀ニ付、病氣又者痛所等有
之節、御間欠申義も可有御坐候也と奉存候ニ付、代合相勤候様仕
度奉存候間申上候、以上、

八月十三日

御小性組番頭

御付札

書面之趣難成候、小菅御逗留中若病氣ニ候て、其節代合候様可被致候、

一、御泊御鷹野之節、御小性組一組御供仕候に付、御供之御番衆之
内、病人等致出来候上、御書院方ニテ者勤番之御供番一組罷越候
付、御供番之内御人少之節者、勤番之内より介候得而も相勤申義
も有之候へとも、御小性組方ニテ者御供番一組計之義ニ付、御人不

足罷成候節、介立之儀差支御間欠可申也と奉存候之間、御鷹野不
相障候様、代合相勤申候様仕度奉存候、以上、

八月十二日

御小性組番頭

御付札

書面之趣難成候、小菅御逗留中もし病人等有之候ハ、其節代合候様可被
致候、

【②-22】

同月廿七日

一、先達而之伺書、小出信濃守殿御付札ニテ被仰渡候之事、

一、御供番之御番衆、衣服平生之御鷹野之通相心得罷出候事、

御付札

可為此通候、

一、御供番之番頭、平生御鷹野之通御止宿、近辺出火之砌者、御供残
之御番衆召連、何方江可罷越候哉、

附、御留守中、万一御城近辺出火之節、平生御鷹野之通両国橋・東本願寺前

江可罷出候也、

御付札

此義追而可相達候、

一、御供之御番衆御止宿より御鷹野被為成候節者、一組之内半分充
代り合、隔日ニ相勤候やう可仕也、

御付札

此義難成事ニ候、一組罷越候分、御成度々不残御供可仕候、

右之通奉伺候、以上

八月十一日

御小性組番頭

【②-23】

元文元丙酉年九月三日

一、騎馬掛番頭より御泊御鷹野之節、勢子御番衆も一統御供番心得可申候哉と伺候処、一統御供番相勤可申旨、西尾(忠定、西丸若年寄)隠岐守殿被仰渡候事

【②-24】

同月廿日

一、小出(英貞、若)信濃守殿、小菅 御止宿御供之御番衆人数定之御書付御渡候事、
御小性組番頭江

一、小菅 御旅館江相詰候御供之御小性組人数式拾人可差出候、尤組頭可罷越候、
右之通相心得可被申渡候、
九月

【②-25】

同五庚申年閏七月十四日

一、大納言様深川筋江被為 成二付、西丸方両番頭(忠定、西丸若年寄)今水野(忠定、西丸若年寄)壱岐守殿江

伺書致進達候処、窺之通可仕旨被 仰渡候事、

明十五日深川筋江 御成被仰出候、初而之義ニ御座候間、出火之節乗付罷出候場所、一組者永代橋、一組者両国橋江罷出候様可仕哉奉窺候、以上、
閏七月十四日 両番頭

【②-26】

同年八月六日

一、水野(忠定、西丸若年寄)壱岐守殿、西丸両番頭詰番江被 仰聞候者、深川 御成之節、前々川筋江被為 成候通、本願寺前両国橋江乗付之もの可罷出候、去十五日 御成之節者、急成義故伺之通被仰渡候旨被仰聞候事、

【②-27】

寛保三癸亥年四月十六日

一、近々騎馬勢子入候 御成御沙汰ニ付、今度騎馬懸り之組より五人充、都合式拾人差出候様、外之組より者出不申候旨、西尾(忠尚、若)隠岐守殿被仰渡候事、

【②-28】

当御代

宝曆十二壬午年三月廿五日

一、中野筋江為 御延氣被為 成、於 御成先御供之両御番弓御用江

大的被 仰付之、四本中之分者於御場録被下候事、

但、御供弓不残罷出候、勿論両御番之外、大御番・新御番・小十人組も罷出候、尤 御成前々日、姓名御書付、水野忠定 西九若年寄老岐守殿合三番頭詰番江御渡之事、

【②-29】

宝曆十二壬午年四月廿一日

一、今日雜司谷筋為 御延氣被為 成、於 御成先御供之布衣以上并

中奥御小性衆江、乗馬被 仰付 上覽之事、

【②-30】

明和元年十月廿三日

一、駒場野 御成之節、騎馬懸り大久保下野守・大久保豊後守・水野(忠重、書)

内膳正・神保備前守罷出、於御場四人共乗馬被 仰付候、内膳正(政勝、小)

別段 御召之御馬にて乗馬被 仰付、其後於御膳所四人共二被

召出、御懇之 上意有之、御酒頂戴之仕候、尤采幣腰ニさしな

から 御前江罷出候、中奥御小性衆も罷出候事、

【②-31】

寛延元辰年九月十一日

一、大御所様為 御延氣、羅漢寺江被為 成候、

見出し

御小性組番頭江

一、十一日供揃五半時、

一、御番方射手式拾人、明朝六半時羅漢寺江相揃可申候、

但、例御供弓之者も(之通欠) 御成之節御供ニ不及候、直ニ羅漢寺江罷越、弓之支度等可仕候、尤 還御之節者例之通御供可仕事、

一、御先江御小納戸頭取目賀田長戸守罷越、射手之作略可致事、

右之通可相心得候、

九月十日

別紙

御小性組番頭江

佐野右兵衛尉(茂承 西九小性組番頭)

仙石丹波守(久近 西九小性組番頭)

明日 御成御供被 仰付候、羅漢寺迄御先江可罷越候、

九月十日

別紙

大的射手性名

御小性組

佐野右兵衛尉内

成瀬惣十郎(正久 西九小性組番士 ※以下同)

三上与九郎(春長)

谷縫殿助(振衛)

本多三五郎(俊忠)

土岐主計^(顯位)

西山八兵衛^(显位)

仙石丹波守組

大嶋雲四郎^(義位)

酒井小平治^(忠類)

花房兵右衛門^(正務)

三田主計^(伴政)

(1) 「御小性組方例書私録」の読み方については国文学研究資料館提供の国書データベースによった。

(2) 『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』国立公文書館、一九八一年

(3) 小性組に関する説明については『国史大辞典』「小性組」の項、根岸茂夫『近世武士社会の形成と構造』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』(吉川弘文館、二〇〇一年)によった。

(4) 江戸幕府十代將軍。在職宝曆十年(一七六〇)〜天明六年(一七八六)。

(5) 上巻・下巻ともに二丁目表に編者によるものと思われる三種類の捺印がある。それぞれ印影は「当文書記」^(筆力)「相」と思われるが詳細は不明である。「私録」編者の比定にはこれらの印影について分析を進める必要があるが、本稿ではそれに至らなかった。後日の課題としたい。

(6) 国立公文書館所蔵(内閣文庫、一六四一〇〇一八)

(7) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第二六卷(教令類纂二集(三)) 汲古書院、一九八三年。該当箇所^(一)の翻刻文は石井良助編『徳川禁令考』前集第四(創文社、一九五九年)に収録されている。

(8) 「私録」と同じ性格を持つ資料としては「御役二付万事私之覚書」が

ある(国立公文書館所蔵、内閣文庫、一五二一〇一四)。同史料は十七世紀の小性組に関する様々な事柄を内容別に記録したものである。福留真紀「近世前期小性組番支配の一考察―支配方と番の自主運営―」(『お茶の水史学』四五号、二〇〇一)では同史料を主たる対象として、近世前期の小性組が職務を遂行する際の行動基準を分析している。

(9) 観理院は日枝神社別当、樹下民部は日枝神社神主。『日本歴史地名大系』(東京都)より。

(10) 貞享二年(一六八五)の干支は乙丑、同四年の干支は丁卯。よって年数か干支のいずれかが間違っている。文中の秋山撰津守喬知は万治三年(一六六〇)に但馬守叙任、寛文五年(一六六五)に撰津守改称、天和二年(一六八二)に若年寄就任、貞享二年十月に但馬守復称(『寛政重修諸家譜』による)。本条は貞享二年四月一日が正しい日付であると判断した。

(11) 家重側室、家治生母。法名至心院。

(12) 『寛政重修諸家譜』『柳營補任』に太田太郎兵衛なる人物は見えず。① 21に登場する太田三郎兵衛(正房、目付)の誤記か。

(13) 松平内匠頭乗興を指していると考えられるが、同人は享保七年(一七二二)に小性組番頭から書院番頭に転任している。とすると、この条は日付か人名のいずれかが誤っていることとなる。「有徳院殿実紀」(『徳川実紀』第八卷)には同八年十一月六日に吉宗が小菅にて狩獵をしたとの記事があることから、この条の日付は正しい。よって、人名が間違っていると思われる。

(14) 時系列がおかしいが、「惇信院殿御実紀」(『徳川実紀』第九卷)には、寛延元年(一七四八)九月十一日に大御所吉宗が羅漢寺の近辺で狩獵と弓術上覧を実施したことが記されている。書き漏らした記事を末尾に付け加えたのであろう。

(二〇二三年十月三十日受理)